

干鰯壳桶（きとう）並取扱方心得覚

漁村羽出浦にある庄屋古文書

賛助会員 安部 弥吉 衡門

(二)

（前書き）

江戸時代に、佐伯九十九浦の海を回游していた魚の種類と、その数量は何程のものであつたか。只、無尽蔵といふ言葉が当てはまつて、左の方でもう、鮒（いわし）、鯛（たい）、鰯（いわしうなぎ）、鰹（さば）、鰐（がく）、鰈（いわしうなぎ）等を始め、いろいろな魚が大群で回游し、漁りに大量に漁獲されていた。

その中で最も大量に獲れていたのが鰯（いわしうなぎ）で、他の殆んど煮のまま領内の需用に充てた數量は僅かで、他は殆んど煮干鰯（いわしお）にほしかる。浜干鰯（いわしお）は、瀬戸内海各港や、大阪、兵庫などに積み上り、土地の魚問屋によらず取引きして、小舟船や汽船等と積んで、瀬戸内海に運ばれていた。浜干鰯（いわしお）は、且塩漬けにして半乾しつつあるもので、若と鰯は薄く塩漬けして軽く乾して、浅い小さな竹籠に入れていたものである。

然し何と言つても煮干鰯（いわしお）が最も需用が多く、業者の利益もあつたので、その種の製品が最も多かつた。この煮干鰯（いわしお）は食用又は肥料にもなり、当時西日本では農耕肥料として、佐伯産の煮干鰯（いわしお）の声価が最も高かつた。これが事である。又煮干鰯（いわしお）製造の過程でとれる多量の鰯油は、その時代には燈油にも使用し、家屋建築の漆喰（しっくい）に塗要す、左官材料として最も適しておつた。明治年代以降、石けん製造にも主要な役割りをしていた由である。そん

な頃で、この鰯が帶水産業の佐伯領漁業の経済基盤になつていたといふ點が容易に考へられる。佐伯の販売でもつて、いわゆる商業の域にも入る。この鰯が主にまつていらがの感じがする。

この煮干鰯（いわしお）は多くの漁家が各々その家に於いて、又は専業の中買業者が、何れも簡単な木製の箱絞り機を使つて作つておつた。この鰯の漁期には、漁村では男女も、老人も子供も、夜となく昼となく不眠不休の状態で働いていたのである。

煮干鰯（いわしお）は、船で漁村の海岸まで運び陸揚（りようこう）にする。浜に及口徑一米以上の大釜を二個から三個並べてあり、湯がグラグラと沸き分えつてゐる。やの熱湯の中は鰯を入れて蒸えられたものを、箱型の木製の箱絞り機の枠に入れ、「ロウロ」を應用して絞り機に繩を掛けて、油と共に水分を排除し、これを筵に広げて日光と風に当てて乾燥し、筵俵に詰め包装して、船便で漁戸或又は大阪の市場に送り、魚問屋に託して販売したのである。

当時、近畿であつた佐伯の浦辺の船乗りも漁夫が、商売上手な大阪沿岸戸内水商人相手では、まるで大人と子供の相撲（あらし）のようす取引きをあつた。これで知つた佐伯藩が取引きの方法を改善する目的で、然るべき大阪の豪商張屋と次の取引協定を結び、佐伯領内の荷主、船頭の取引方を指導して、その利益擁護を計つたことだ。莫段の取扱いの次第である。

どうか次に掲げる天明八年（一七八八年）の、荷主船頭心得覚についての内容を、詳細に御検討されたい。

（表紙）

天明七年五月

猿屋喜三郎方荷送候千鰐壳捌等
並仁手先般取斗浦方荷主船頭心得

並仁手先船取斗浦方荷主船頭心得

(本文)

覓

是迄干貨大阪表江積登、問屋仲賣取捌之儀、市ニ懸叶候者也。城市と名附、船頭共無相對、直段萬下ニ不回堺捌、且直段組相済候上、左札と名附、直段過分引下々、其日の直段組、水帳等も見せ不申、二階林江上リ問屋仲賣馴令、仕切の尾々切候と申す儀有之由荷主船頭不存損分負其上賣買我得之仕方ニ而船頭荷主共難改の趣旨相聞候。幸此筈干貨現者七刀呼出し、干鰐取捌方之儀參敷遂除候。候延前々者間屋共身上向宣敷候故、市口掛ケ候干鰐壳松代銀之儀者任切狀一同船頭共江相渡壳松候。干鰐代銀者三拾日限ニ、問屋手前ニ請取候事故、四步口錢、船全問屋共手前ニ入候得共中□ニ至候而者間屋共身上向惠敷ノ右ニ付当將仕切狀一同船頭共江相渡候銀者多中買共手前人高利之銀借リ請相松候由、右ニ付三拾日限ニ干鰐問屋手前ニ請取、右借用ニ相松候節問屋共取分四步其口錢者右逐濟之利銀差逐し候故問屋共德用無之、依而問屋中賣馴令仕切狀之底ヲ切候分間屋共中賣共手前口而背浦方之者并理、宜敷利用相增候様之取扱者不致出米事ニ付、幸依屋喜三郎身上宜敷兼々干鰐引請壳支配發望之段相聞候ニ付是近問屋共剥染有之候船々者壳先大阪瀨戸内共勝手次第商売致セ、外に浦方差支不申、下於為宣敷様、付備書諸事以存寄申聞候延、是今存寄申係之通ニ而引請可申旨、付備書諸事差山候ニ付浦方之もの、且無頭共心得ケ條左之通一百三十石今八拾石迄之迴船先此節拾艘拂、船頭都佐伯表ニ而相望候七刀江乘セ候事。

船と名付而八大旗表二而□相立儀儀有之表向八
御用船と相心得可申候事。

居村來居相願可申事。
一荷物之儀八沖船頭力子以買積又八運價積賸手使
事

附、德用之儀八船頭共江遣候事

時，船道具入督脩繫等之備，船到，致調事

應賛銅萬倉前輩行所止，手形朴麻佐原木治井
大切二持糞大坂着之上棲屋喜三郎江相扁十耳甲
事。

一、是追之閣屋中買手前七步之口錢遣人來候延後屋取捌分八武步用捨二相成候間口錢五步定差遠可申重。

一、是近儀七步口鐵之外，中往貨過今相懸り、傍引林者虎住
二件三分程死相懸り候由傍屋方へ届候得者、傍引三步
定候事。

附 中候之儀八是近三步之距走步五步相減、滾屋方八附送候分八械走步五步二相定候。兵庫表八馬目四文定二相定候事。

候事。時、兵庫八伊勢屋松右工門、俵屋喜二即荷物捌第
大本寓所二候。尤兵庫表於米坂表三箇段宣敷能。俵屋
喜二即江致相談。未復此積登承東事。

及承候故儀座喜三郎方二而取捌分八煮取干鰯。□□干貨八拾貲度儀二相定、其外之于鰯懸目拾貲ヲ以走儀と相定掛廻しにして儀之増重ニ無差支取板候客ニ候。尤佐伯表ニ而掛目古之通ニ而將候儀二者無之。是迄之通リニ而宜敷候。畢竟掛目之增重ニ而倒無之左办之事。

一千鰯嘉定日之儀ハ老千月六日相究、藏出し之節儀付計廻し増重力重目夫々札附、上中下善惡□ヲ分置賈候者江見廿入札致支也、船頭共立合之上札被^き致^カ也、落札前船頭心^に候得者壳松、値段引合不中園度落^{アキ}爾也候客ニ、是迄ハ歲數儀別ニ四望衣之所老望相減し、大坂表兵庫表共ニ老千月儀別ニ三座家ニ相定候事。

附 船頭共儀者身津之首故荷物園候得者其時銀子ニ不相成差支候筋可有之と存候故、其節ハ幾頭存寄火第二而荷物引当ニ儀座喜三郎ノ銀子資候候答ニ候。利銀之儀ハ圓^{ムカシ}面闇^{アカシ}、浦又其節船頭共可致相談、圓候ハ八儀掛目減可申之存候。

是等ハ船頭共存居可申事ニ候。

一 船頭共勘定之儀ハ一建勘定と相心得、儀座喜三郎方二見セ可申事。

附 下り之節御浦奉行所江差出可申事。

一 放出滑候船頭共之儀者相談之上儀座喜三郎方二中荷

代又底^リ之荷物等積也候客ニ候事。

一 是近則染懸^{スル}合^ハ等之首之候船之首、是近問屋^{シナヤ}内第共膳等次第商定候事。

古之通致相談干鰯嘉定所是迄^{シテ}老千所相增儀、尤是近問屋中買共取捌來候趣ニ而八浦方荷主船共基為ニ惠教、不存損多々相聞ニ付、此節奉^ハ六郎兵衛^ハ庄户倉罷登候二付、前書之通儀座喜三郎江相談致罷下リ候。

行古之通候得者浦方之者共余程為ニ相成可申と存候間古之趣浦方役人妙^ハ得^ハ之否之候様追々被申聞且船頭相望候^シの有之候都庄屋共手前ニ而人柄吟味之上申候様可被申候、此節之儀ハ上御益筋半^ハ圓^{ムカシ}候儀者無之、畢竟下^シ方是近壳損等致來候延少々ニ而上下方為付候筋ニ無之候、不聞蓮様相心得可被申候 以上

天明七年五月

西

金左衛門

佐久間

儀右衛門

同

長谷川

園古

衛門

同

戸

倉

六郎兵衛

御浦奉行

保

田

新

左

衛

門

片

岡

作

左

衛

門

古之通致相談^{シテ}候開得^ハ并見之上勝手宜敷候ハ、可致竟賈候 以上

御浦奉行

保 田 新 左 衛 門

五 月

大 庄 屋

浦 之

御浦奉行

江戸時代に及魚類の宝庫の種類がおつたててあります。佐伯洋

も、明治年代の中期頃には、不漁に續く不漁であり、過去幾百年來えて未だ網元も経営不振に陥り、明治三十年代後次ぎ次ぎに倒産して、大正へ始め頃までには、中浦湾内の十軒程の小引網の網元は、殆んど先祖伝承の家業を廢め、湾外は急に淋しい海になつた。

と、海面は到る處鱈の群れに棲むれ、道行く人々は、
「今日は鱈が海の蓋カバになつてゐる。」
と譲していきのであつたが、近年はそんな状景は全然見
られない。

これらの魚に限らず、其の名も余り人に知られない種
の難魚まで、凡ての魚類が減少の一途を辿つてい
る。状況が進みば、やがて日本民族が生き行くに必要
な、蛋白源の確保の問題が起るのでないか。
著者

「昔、私たちは先祖が藩公を喜ばせていた、
『徳伯の殿様、浦でもつ。』
といわれていたような時代が再びやつて来たら、浦邊の
漁村も亦昔のように賑わうであろう。からぬ空想は耽り
つかず、筆をすこし下げる。

その様に回游する魚は少なくないけれども、時には何種の魚の大集團が群游することはあつた。その第一は鯨であつた。今では鯨は南極が北極近くの海でないと獲れないと思ふようになつてゐるが、明治三十年頃まで仄、中浦湾にも時に一、二頭の鯨が見えることがあつた。部落の海岸から僅か一キロか二キロ位の海面と、盛んに潮を吹き上げて悠々游いでおつた鯨の姿は、今もまだ瞼の底に残つてゐるが、其の後は絶えて見去ることもない。

第二は「イルカ」の大群の回游である。長さ二メートル越えの巨大な「イルカ」(海豚)が何十頭ともあからず、位の大群が、湾内を游き廻るのほ壮观であつた。大人も子供も道行く足を止めて見入つ左ものであつた。これより今でも小群は時に見かけることはあるが、大群は殆んど見かけることかなくなつた。

第三は鮪と鰯。これは明治年代の、鮪元親方の夢であつたが、時にはこの夢が現実となつて現あれ、僅か一日の漁で何万円へ今の大漁価値で換算すれば何千万円かに相当する一かの巨利を得て鮪元もおつた。しかしこの鮪と鰯も次第に近海に回游しないようになつた。次は鰯。鰯には大羽鰯、中羽鰯、小鰯などの種類があり、煮干鰯の原料にちつては大羽鰯と中羽鰯でちつた。小鰯は現今でも折々回游して来るが、大羽鰯と中羽鰯は今は殆んど佐伯湾に止まなくなつた。
鰯は明治大正の頃までは、時に目覚ましやまと太群で回游するにとかあり、こんな時陸上から沖合遠見該す

◎ 藏敷

一 千賀
千賀（はしが）の家で、公文書では「千賀」とあるが、平賀（へいが）と書いていた。乾燥（かんそう）した鱈（かれ）のことである。
相對 双方協定の文書取引。
回 干賀所者 千賀（はしが）商店に馴（なま）れを経験（けいけん）熟達（じゆだつ）の者の意。
四 口銭（こうせん） 手数料（しゅすりょう）
卦目増室 塗（ぬぐ）て加えて干（ほ）して上（の）げてするので、自然（じねん）湿氣（しづき）を帯（おび）けて日（ひ）方が

八九

者 干鰯商売に馳れた経験熟達の者の義
こうせん 手数料

卷之三

商売に馳せた経験熟達の者の義。手数料

か折

井に馴れ方経験熟達の者の義。

合志

やでいるので、自然湿氣を蓄
たる経験熟達の者の義